

民生病院常任委員会審査概要報告書

委員長 林 貴文

- I 開催年月日 令和 3 年 12 月 3 日（金）
II 会議時間 午後 1 時 30 分～午後 1 時 44 分
III 出席委員等 [出席委員] ◎林 貴文 ○横田 誠二 新開 広恵
熊木 義城 埜田 悦子 筏井 哲治
本田 利麻 福井 直樹 水口 清志
(◎…委員長 ○…副委員長)
[説明員] 別紙名簿のとおり
[委員外議員] なし
[事務局職員] 西本 幸夫 池守 凡子 関本 尚彦
[傍聴者] なし

IV 審査の概要

1 付託議案について

議案第 122 号 令和 3 年度高岡市一般会計補正予算（第 7 号）

以上、予算議案 1 件について、審査の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑は次のとおり。 〉

（以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示）

【議案第 122 号の子育て世帯への臨時特別給付金給付事務について】

- 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務について、業務量の増加による職員の負担増が想定されるが、どのような体制で負担増に対応するのか。
- △ 業務の全体量を見極めながら、福祉保健部全体で応援体制を組み対応したい。
- 福祉保健部については、既に時間外勤務が多い部署もあると仄聞していることから、臨時的職員の任用等により、職員の負担が生じないように対応すべきと考えるが見解は。
- △ 年内の 0 歳から 15 歳までの児童に対する支給については、通常の児童手当支給業務の体制で対応できると考えているが、クーポン券等の話も出ているので、それ以降

については、全体の業務量をしっかり見た上で、体制を整えたい。

- 事務費の金額は。また、国から財源措置される金額は。
- △ 事務費については、会計年度任用職員の賃金やコピー用紙代、封筒代、決定通知書の郵送料等として1,502万8,000円を想定しており、全額が国の子育て世帯への臨時特別給付金給付補助金の対象となる。
- 世帯主がDV加害者であった場合には、別の方に支給することはできるのか。
- △ 児童手当の受給者に原則支給することとなる。世帯主がDVの加害者であり、配偶者及び対象の児童が避難している場合については、世帯主ではなく、配偶者の方に支給する。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

